

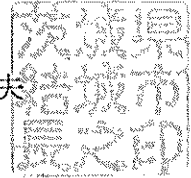


結城市告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、
下館・結城都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定に
基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所
において縦覧に供する。

平成30年3月1日

結城市長 前場文夫



記

1 都市計画の種類

下館・結城都市計画地区計画の決定

2 都市計画を変更する道路の名称及び土地の区域

ア 追加する部分

結城市 大字上山川 字石堂，字大久保，字片蓋，字前割及び
字谷迎の各一部

結城市 大字鹿窪 字新井西の一部

3 縦覧場所

結城市役所都市建設部都市計画課

下館・結城都市計画地区計画の決定（結城市決定）
 結城第一工業団地上山川北部地区計画を次のように決定する。

名称	結城第一工業団地上山川北部地区計画
位置	結城市大字上山川字石堂、字大久保、字片蓋、字前割及び字谷迎の各一部、大字鹿窪字新井西の一部
面積	約14.6ha
地区計画の目標	<p>本地区は、結城市の中部に位置し、市都市計画マスタープランにおいて、産業拠点として位置付けられた「結城第一工業団地」に隣接した地区である。</p> <p>本計画では、土地区画整理事業効果の維持と増進を図るとともに、周辺の農地・既存集落等と調和した良好な操業環境が確保された産業界市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>土地区画整理事業等の事業計画に基づき、位置、地形及び公共施設の整備効果を高め、周辺の既存集落及び隣接する農地・農業用水に配慮しながら、結城第一工業団地と連担した産業機能の集積を図る。</p> <p>土地利用の方針で示した市街地を形成するため、以下の制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 周辺環境への影響が懸念される建築物等の用途の制限を定める。 2 整備された宅地の再分割による過小宅地化を抑制するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 3 周辺農地の農作物の生育への影響を軽減するとともに、公共空間の圧迫感を軽減するため、壁面の位置の制限を定める。 4 安全でゆとりある歩行者空間の確保とみどり豊かで潤いのある沿道景観の形成を図るため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 <p>建築物等の整備の方針</p>

壁面後退区域における工作物の設置の制限	地区整備計画図に示す1号壁面線から5.0m以内、2号壁面線から3.0m以内の壁面後退区域には、道路面との間に段差を生じる工作物、階段、広告物、自動販売機、駐車・駐輪施設などの工作物などは設置してはならない。
---------------------	---

「区域の範囲、地区の区分は、計画図の表示のとおり」

理由：首都圏中央連絡自動車道や新4号国道といった広域的な交通網の整備効果を活かし、結城第一工業団地の工業拠点としての強化を図るため、本案のとおり、地区計画を決定し、土地区画整理事業効果の維持・増進や周辺農地既存集落等と調和した工業系市街地の形成を目指すものである。

下館・結城都市計画 地区計画の決定



【決定理由】

首都圏中央連絡自動車道や新4号国道といった広域的な交通網の整備効果を活かし、結城第一工業団地の工業拠点としての強化を図るため、地区計画の決定を行うものである。

【市決定】地区計画の決定

結城第一工業団地上山川北部地区 約14.6ha

同時決定

【県決定】区域区分の変更

(市街化調整区域 約15.6ha→市街化区域 約15.6ha)

【市決定】用途地域の変更

(無指定 約15.6ha→工業専用地域 約15.6ha)

土地区画整理事業の決定(約14.4ha)

公共下水道の変更

(結城公共下水道:排水区域の追加 約16ha)

(概要)

- ・建築物等の用途の制限
- ・建築物の敷地の最低限度
- ・壁面の位置の制限
- ・工作物等の設置の制限

凡例



地区計画を決定する区域